

一般社団法人日本感染管理ネットワーク
主催・共催・協賛・後援等に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本感染管理ネットワーク（以下「本法人」という）が関与する催しにおける本法人関与の適否についての基準及び関与手続きを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 主催・共催・協賛・後援等に関する定義を以下の通りとする。

- 1) 「主催」とは、催しの開催の主体となり、自己の責任においてその催しを開催することをいう。
- 2) 「共催」とは、本法人を含む複数の者が催しの開催の主体となり、共同でその催しを開催することをいう。主体が本法人を含む複数であること以外には主催と異なるものではなく、協賛又は後援と比べて、その催しへの本法人の関与度合いが強い場合をいう。
- 3) 「協賛」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。主催団体が企画から実施まで全て責任を有するもので、後援と同義であるが、本法人の会員が労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの本法人の関与度合いの程度が大きい場合に使用する。
- 4) 「後援」とは、第三者が開催の主体となる催しについて、本法人がその趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合に使用する。

(適否基準)

第3条 本法人が催しを主催又は共催する場合には、定款第4条（目的）及び第5条（事業）に則っていることを基準として、理事会の議を経て判断する。

第2項 会員、法人会員が主催する講演会、シンポジウム、セミナー、記念行事及び出版物等（以下「第三者主催の催し等」という。）に関して協賛又は後援依頼があった場合には、次の1)に掲げるいずれかに該当し、かつ、2)に掲げるいずれにも該当しないことを基準として、理事会の議を経て判断する。

- 1) 承認することができる場合
 - ① 感染管理に関する学際的に研究の促進に貢献する実績をもつ
 - ② 会員にとって有益であると認められ、本法人の事業の目的及び内容に照らし、特に必要である
- 2) 承認できない場合
 - ① 営利を目的とし、特定企業の宣伝等少数者の利益のみを目的としている
 - ② その運営方法が、公正でない
 - ③ 座談会のように、その対象が極めて限定されたものである

- ④ その他、本法人の業務の目的及び内容に照らし、適当でない

(共催、協賛及び後援の対象)

第4条 共催、協賛又は後援の対象となる他団体は内容堅実なる社団法人の学協会および官公庁等、又はこれらに準ずるものとし、対象となる事業は学術的内容または公益的性格を有するものとする。詳細は以下の基準に従う。

1) 財団法人

財団法人の場合はその団体の寄附行為、事業内容及び共催、協賛、後援を行う行事内容によって審議決定するものとする。

2) 特殊法人

特殊法人については官公庁に準ずるものとみなす。

3) 大学・民間企業等

対象団体が単独の大学あるいは民間企業であっても、対象となる事業の内容が学術的内容または公益的性格を有するものである場合は、行事内容によって審議決定するものとする。

4) 任意団体

共催、協賛、後援を行う団体が法人格を有しない任意団体であり、本法人の会員より、目的及び内容が適当を判断され、申し出があった場合、理事会でその団体の適否を決定する。

(手続き)

第5条 共催・協賛・後援に関する諸手続きは以下の通りとする。

1) 申出

本規程第4条対象からの催し等の提案についての窓口は事務局とする。
事務局はMLにて理事会の承認を得る。

2) 承認・支援

理事会は本規程第3条第2項に基づき、適否を判断する。

共催・協賛・後援の主たる対象が一般会員・法人会員の場合は会員MLおよびHPでの案内を行う。

主たる対象が会員ではないが、第3条第2項適否基準を満たす場合は、会員MLでの案内を行う。ただし、HPでの案内は行わない。

3) 予実算

主催以外は、経費負担はないものとする。

4) 著作権

主催・共催については当該会員と協議の上で帰属を決定する。

本規程は2010年7月30日よりこれを施行する

改訂 2019年8月31日